

特別管理産業廃棄物に関する基準（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準）

廃棄物名 分析項目	燃え殻、鉱さい、 ばいじん及び これらの処理物 (溶出 mg/ℓ)	汚 泥 及 び これらの処理物 (溶出 mg/ℓ)	廃 酸、 廃 アルカリ (含有 mg/ℓ)	廃 油
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	廃溶剤であって 以下のものに限 る。 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン(D-D) ベンゼン 1,4-ジメチルベンゼン
総水銀	0.005	0.005	0.05	
カドミウム	0.09	0.09	0.3	
鉛	0.3	0.3	1	
有機リン	—	1	1	
6価クロム	1.5	1.5	5	
砒素	0.3	0.3	1	
ポリ塩化ビフェニル	—	0.003	0.03	
シアン	—	1	1	
トリクロロエチレン	—	0.1	1	
テトラクロロエチレン	—	0.1	1	
セレン	0.3	0.3	1	
ジクロロメタン	—	0.2	2	
四塩化炭素	—	0.02	0.2	
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4	
1,1-ジクロロエチレン	—	1	10	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	4	
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	30	
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6	
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	—	0.02	0.2	
チウラム	—	0.06	0.6	
シマジン(CAT)	—	0.03	0.3	
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	—	0.2	2	
ベンゼン	—	0.1	1	
1,4-ジオキサン	—	0.5 <sup>※3</sup>	5	
ダイオキシン類 <sup>※1</sup>	3 ng/g <sup>※2</sup>	3 ng/g	100 pg/ℓ	

備考1 対象は、廃棄物処理法「令別表第3」に掲げる施設から排出されるもの

2 ダイオキシン類で※1の基準は、含有基準

3 ダイオキシン類で※2の基準は、鉱さいを除く。

4 1,4-ジオキサンで※3の基準は汚泥、ばいじん及びこれらの処理物とする。